

において、都道府県等に対し、民生委員活動の適正な遂行と充実が図られるよう努めるとともに、研修等を通じて、民生委員の資質向上が図られるよう助言を行っている。

さらに、民生委員の全国組織である「全国民生委員児童委員連合会」と隨時意見交換を行っている。当該連合会では、犯罪被害者等への適切な対応を図るために、平成17年度に犯罪被害者等の人権の配慮について掲載されている教育・啓発関係資料を全国民生委員児童委員大会を始めとする各種研修会や事務局会議等において、民生委員や関係者等に配布する等、その広報と理解促進に努めているとの報告を受けている。

厚生労働省では、引き続き、都道府県等が行う研修の支援や全国民生委員児童委員連合会との意見交換等を通じて、民生委員の資質向上に努めることとしている。

公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発を実施していくことについては、児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応するため、第一線の専門的援助者の養成等を行う「日本虐待・思春期問題情報研修センター(子どもの虹情報研修センター)」が平成14年に設立され、児童相談所、児童福祉施設、市町村職員、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修を行い、これら職員の資質の向上が図られている。都道府県においては、

婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等における、配偶者からの暴力被害者等から直接相談を受ける職員を対象に、専門研修を実施している。

(14) 女性警察官等の配置

警察庁において、性犯罪被害者への対応等に資するよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置に更に努めることとされた。

性犯罪の被害者が捜査の過程において受けける精神的負担を少しでも緩和するためには、被害者の望む性別の警察官によって対応する

ことが必要である。

このため、各都道府県警察では、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性の警察官の配置を進めるとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪捜査員として女性の警察官を指定している。

これらの女性の警察官は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取、証拠品の受領、病院等への付添い、捜査状況の連絡等性犯罪の被害者にかかわる様々な業務に従事している。

平成8年2月、性犯罪捜査において、被害女性から女性警察官が事情聴取をすることができるよう、捜査能力を有する女性警察官の育成、配置等について通達し、同年5月、全国の都道府県警察本部の性犯罪捜査指導係において、女性警察官を配置することを通達した。

平成17年4月1日現在、全国の都道府県警察本部の性犯罪捜査指導係において、女性警察官114名が配置され、また、性犯罪指定捜査員として指定された女性警察官は、全国の都道府県警察において、4,933名であった。

平成18年4月1日現在、全国の都道府県警察本部の性犯罪捜査指導係において、女性警

事情聴取する性犯罪捜査員



事情聴取室



被害者対策用車両内

提供：警察庁

察官128名が配置され、また、性犯罪指定捜査員として指定された女性警察官は、全国の都道府県警察において、5,369名であった。

また、平成18年7月に全国性犯罪捜査指導官等会議を開催し、性犯罪指導係への更なる女性警察官の配置等を指示する等、引き続き、本施策の推進について指導するとともに、女性警察官の配置状況等を把握することとしている。

(15) ビデオリンク等の措置の適切な運用

法務省において、裁判所におけるビデオリンク装置の配備の進展等を踏まえ、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めていくこととされた。

そこで、平成18年1月、最高検察庁から各高等検察庁及び各地方検察庁あてに、制度の運用において適切な対応が行われるよう留意事項を通知しているほか、会議や研修等の様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図っている。また、施策の実施状況の把握に努め、対外的にも刑事手続及び犯罪被害者保護・支援のための制度等を分かりやすく説明した被害者向けパンフレット（「犯罪被害者の方々へ」）を全国検察庁や警察署等において被害者に配布するほか、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）に掲載して、周知徹底を図っている。

平成17年から平成18年5月までの間に、公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等のうち付添いの措置が採られた被害者等の延べ数は13件、遮へいの措置が採られた被害者等の延べ数は39件、ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の延べ数は3件である。また、証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の延べ数は94件、証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の延べ数は1,608件、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は303件であった（最高裁判所事務総局の資料による）。

本施策は、検察庁ホームページや裁判所

ホームページ上で確認することができる（検察庁ホームページ：<http://www.kensatsu.go.jp/>、裁判所ホームページ：<http://www.courts.go.jp/>）。

(16) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察において、これまで整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者対策用車両の整備を進める等、施設等の改善に努めることとされた。

被害者の事情聴取に当たっては、警察では、その心情に配意し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにする等して、被害者が安心して事情聴取に応じられるようにするために、施設の改善に努めている。

また、被害者は、警察署や交番等の警察施設に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に被害者の指定する場所に赴くことができ、かつ被害者のプライバシー保護等に配意しながら必要な事情聴取や実況見分等を行えるよう、移動式被害者用事情聴取室ともいえる「被害者対策用車両」を導入して、被害者からの相談や届出の受理、事情聴取等に活用している。

さらに、犯罪被害の届出等に際して交番等の警察施設に入りすること自体に抵抗を覚える被害者等に対して、安心して相談や事情聴取を受けられるよう警察施設以外の相談スペース、県施設、ホテル、大学等を借り上げている（警察施設外の相談会場借上げ（国庫補助金）：平成17年度 14百万円、平成18年度 14百万円）。

被害者対策用車両について、平成17、18年度にそれぞれ58台を増強整備した（被害者対策用車両の整備（国費）：平成17年度 123百万円、平成18年度 116百万円）。また、平成18年には、全都道府県全警察署に事情聴取室（応接）を整備した。